

2.3 滋賀会場

2.3.1 安心、安全な高校野球をめざして

パネリストによる講演

「安心、安全な高校野球をめざして」

小倉 好正

公財)日本高等学校野球連盟理事

(略歴)

愛媛県高等学校野球連盟の理事や愛媛県立松山西中等教育学校校長、公益財団法人日本高等学校野球連携事務局長等を歴任し現在に至る。

(1) 滋賀県高野連加盟校の災害の現状

① けがの状況

- ・1年間の歯・口・あご以外のけがは 36%で、発生状況では打撃時、発生個所は手・腕・肘が多い。
- ・歯・口・あごのけがでは 21%、発生状況では守備時が多い。

② マウスガードの使用状況

- ・マウスガードの全員・一部の使用者は、加盟校の 14%。

③ 熱中症

- ・野球部活動中に熱中症の症状を訴えたのは 70%であり、症状は発熱・頭痛が 49%となっている。
(滋賀県加盟校硬式 53 校、軟式 3 校へのアンケート調査、2024 年 8 月)

(2) 障害事故の現状

- ・野球部活動の障害別発生状況をみると、高校の競技別障害事故では野球が最も多く、視力・眼球運動障害が 45%、歯牙障害が 35%となっている。
- ・目、歯ともに、守備時での事故が多い。

(平成 24 年～令和 4 年、日本スポーツ振興センター)

(3) 野球での事故防止対策

① 打撃練習時の対策

- ・防球ネット、バッティングマシン使用時の防護ネット、ティバッティング時のチェック項目、ヘルメット・ヘッドギア等が挙げられる。

② 守備練習時の対策

- ・ノック時のアイガード、フェイスガードが挙げられる。
- ・投手の打球事故防止では、常に打球の処理を頭に入れ投球後の守備態勢をとることとされている。
- また、打撃練習時は、打撃投手のヘッドギアの着用が義務化や胸部保護パットを装着することが望ましい。

- ・指導者並び野球部員は AED を使った救急救命講習会を受講し、不慮の事故に備えることや AED の設置場所は必ず確認し、野球部員にも周知させておくとしている。

(4) 甲子園大会の熱中症対策・障害予防対策

- ・クーリングタイムが導入され、体温チェック、身体の冷却、早朝試合の捕食が準備されている。
- ・ベンチ裏では、スポットクーラー、冷やした飲み物、アイスバス、手掌冷却用のペットボトルが用意されている。
- ・学校応援団への対応として、ミスと噴霧器や学校応援団休憩所が設置されている。
- ・試合前は理学療法士が選手の健康チェックを実施している。
- ・試合後は医師、理学療法士が投手のアイシング、肩や肘の検診、クールダウンの指導を実施している。
- ・阪神甲子園球場としては、エアコン増設やミスと噴霧器、学校応援団用のテントを設置している。また、学校応援団の観戦環境を改善するため、アルプススタンドに銀傘拡張が予定されている。

(5) 高校野球の2部制諸課題

- ・第 106 回全国高等学校野球選手権大会中、1日3試合(第1日目から第3日目)において、午前の部と夕方の方の部に分けて試合を行う2部制を実施した。
- ・日本高野連は、現在「甲子園球場で全国大会を継続するために」という視点で、「高校野球における7イニング制などに関する諸課題検討会議を立ち上げ議論を進めている。

(6) 発表資料

1

スポーツ庁委託事業スポーツ事故防止セミナー
『安心・安全な高校野球をめざして』
滋賀県大津市・ビザホール
令和6年11月8日(金)
公益財団法人 日本高等学校野球連盟
理事 小倉 好正

2

自己紹介・小倉 好正(おぐら よしまさ)

1958(昭和33)年5月：愛媛県八幡浜(やわたはま)市に生まれる(66歳)
1981(昭和56)年4月：愛媛県立長浜高等学校赴任(地歴公民科教諭)
2001(平成13)年4月：愛媛県高校野球連盟理事長(平成22年3月までの9年間)
2019(平成31)年3月：愛媛県立松山西中等教育学校退職(県立9校・38年間)
2019(平成31)年4月：公益財団法人 日本高等学校野球連盟入局(事務局長補佐)
2019(令和元)年11月：同 事務局長就任(2023年5月までの3年5か月間)
2024(令和6)年3月：同 定年退職
2024(令和6)年4月：松山東雲中学・高等学校 スクールアドバイザー赴任

3

本日の主な項目

1. 滋賀県高野連加盟校の現状(アンケートから)
2. 障害事故の現状
3. 事故防止対策
4. 甲子園大会の熱中症対策・障害予防対策
5. 高校野球の諸課題

4

◆滋賀県高野連加盟校

加盟校：硬式53校、軟式3校
部員：硬式1970人(37.2人)
軟式74人(24.7人)
＜アンケート調査＞
・けがの発生状況と取組
・口・歯のけが発生状況
・マウスガード
・熱中症の発生状況と取組
(2024年8月実施)

1. 滋賀県高野連加盟校の現状(アンケートから)

5



6



7

(4) 野球部活動中の歯・口・あごのけがは？

滋賀県高野連のアンケートから

- ⑨ 歯・口・あごのけが発生は？
- ▶ 外傷人数…16人：12校/56校中
 - ▶ 発生状況
 - 打撃(練習)…1人
 - 打撃(試合)…3人
 - 守備(練習)…11人(68.8%)
 - その他…1人
- ⑩ 各校のけが予防の取組は？
- ◆ ロック時、フェースガードの着用
 - ◆ マウスガードの着用
 - ◆ あごガード付ヘルメットの着用
 - ◆ ごまめなグラウンド整備
 - ◆ 防護ネットの点検、配置

8

(5) 脱臼した歯の救急対応は？

滋賀県高野連のアンケートから



9

(6) 脱臼した歯の救急対応は？

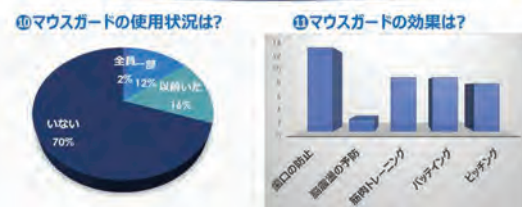
(日本学校歯科協会)

- ⑨ 歯の保存可能期間の比較
- | 保存状態 | 保温可能時間 |
|--------|--------|
| そのまま乾燥 | 30分 |
| 精製水 | 30分 |
| 唾液 | 1時間 |
| 生理食塩水 | 1～2時間 |
| 牛乳 | 24時間 |
| 歯の保存液 | 48時間 |
- ⑩ ① 皆で急いで抜けた歯を探す。
 ② 歯の根を **もたない**。白い部分を持つ。
 ③ 水道水で **洗わない**。
 ④ 「**歯の保存液**」(保健室に行く) なければ **牛乳** に漬ける。
 ⑤ 早めに **歯科医院** へ行こう。
- ※ 保存液や牛乳に漬ければ30分程度で再植できなくなる

10

(7) マウスガードの使用状況は？

滋賀県高野連のアンケートから



11

(8) 野球部活動中の熱中症は？

滋賀県高野連へのアンケートから



12

(9) 野球部活動中の熱中症対策は？

滋賀県高野連へのアンケートから

- ⑭ 各校の熱中症対策は？
- ・水分・OS1・アイススラリー・塩分等の適度な補給
 - ・空腹にならないよう捕食を摂る
 - ・アイシング・氷・ネッククーラー等の活用
 - ・冷風機、扇風機の利用
 - ・プール、水風呂、シャワーの利用
 - ・栄養とケアについての指導
 - ・涼しい場所で、休憩時間の確保
 - ・熱くなる時間帯は室内で練習
 - ・夏休み中は、早朝練習を設定
 - ・着替えを頻繁に行う
 - ・Tシャツと半パンでの練習
 - ・頑張りすぎないように伝える

13

2. 障害事故の現状

- 13
- (1) 災害共済給付の医療費・障害見舞金等から
 - (2) 競技別発生件数(高校の部)
 - (3) 野球部活動の障害種別の発生状況
 - (4) 視力・眼球運動障害、歯牙障害の発生状況
 - (5) 裁判事例
 - (6) 練習試合中の死亡事故見舞金

14

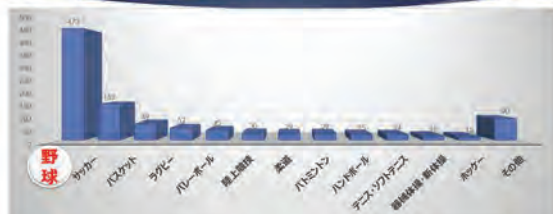
(1) 災害共済給付の医療費・障害見舞金等から

- 14
- ▶ 関係機関…独立行政法人日本スポーツ振興センター
 - ▶ 災害の範囲…**学校の管理下**(登下校・授業・特別活動・部活動等)で生じた、負傷・疾病・障害(歯牙欠損含む)・死亡
 - ▶ 障害等級(障害見舞金)…第1級～第14級(4,000万円～88万円)
 - ▶ 見舞金の請求…治療または症状固定日の翌月10日から2年間
 - ▶ 死亡見舞金…3,000万円(1,500万円)
 - ▶ 年額共済掛金・全日制高校…2,150円(1,075円)
 - ▶ 見舞金…治療費が5,000円(保険対応1,500円)以上の場合

15

(2) 競技別発生件数(高校の部)

(平成24年～令和4年 日本スポーツ振興センター)



16

(3) 野球部活動の障害種別の発生状況

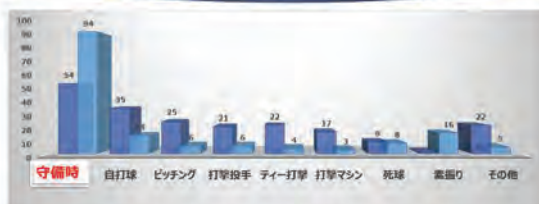
(平成24年～令和4年 日本スポーツ振興センター)



17

(4) 視力・眼球運動障害、歯牙障害の発生状況

(平成24年～令和4年 日本スポーツ振興センター)



18

(5) 裁判事例—都道府県高野連からの報告

- 18
- | 年 | 【指導者の職務違反】状況等 |
|-----|--|
| H19 | 【天候や練習内容に応じた安全配慮をする義務】ナイター照明中の打撃練習時に、外野の守備についていた選手の目に打球が直撃し、視力に後遺症が残った。ナイターの照明が不適切で、守備の順番がランダムであったため、守備側はわからない部分があった。卒業後の訴訟。県が約1000万円支払った。 |
| H21 | 【バックを安全に行う義務】ショートバック中に監督の打球が、グラウンド内を移動していた部員の頭部にあたり、てんかんの後遺症を負った。県が約6000万円支払った。 |
| H23 | 【防球ネットを適切に設置、使用する義務】打撃練習時にヘルメットに打球が当たり、打撃投手の目に打球が当たり、大きな手術を3回・4回行ったが視力がかなり低下した。学校法人が和解。 |
| H23 | 【天候や練習内容に応じた安全配慮をする義務】部員の熱中症による死亡事故。熱中症の症状を見逃けなかった監督の過失が認められた。県が約4500万円を支払った。 |
| R元 | 【安全確保義務違反・用具を適切に使用させる義務】打撃練習中、打撃投手の頭部に打球が直撃、外傷性くも膜下出血のため難聴になった。当時、投手用ヘルメットは、未装着であった。県が約2200万円を支払った。 |

19

(6)練習試合中の死亡見舞金の事例

日本スポーツ振興センター「学校管理下の災害」から

年	症状	学年	状況等
H29	電撃死	1年男	守備につき、突然の落雷にあい、負傷し意識を失う。数か月後に死亡。
H30	溺死	1年男	川に落ちたボールを回収する際、足を滑らせ川に転落し、溺死した。数日後に死亡。県が2300万円支払う。
R元	突然死	2年男	相手投手の投球が打者の後頭部ヘルメットをかすめて顔部に直撃。その場に倒れこんだ。翌日死亡。
R2	突然死	2年男	9回表の守備についたところ、突然意識を失い倒れた。1時間後に死亡。事故発生時、雷鳴等落雷の兆候は全くなかった。
R4	突然死	2年男	捕手をして、打者が打ったボールが左鎖骨上部付近にプロテクターの上から当たり、倒れ意識喪失した。2か月半後に死亡。

20

3. 事故防止対策

- (1) 一般的な事項
- (2) 打撃練習時の対策
- (3) 守備練習時の対策

21

(1) 一般的な事項

- 日々の部員の健康チェックを行い、把握する。
- 専門医への検診を勧める環境
- 気象(落雷等)に関する情報をできる限り入手する。
- イレギュラーバウンドをなくするため、守備練習では、集中力を保つために、30分間に1度のグラウンド整備に努める。
- 故障した用具・防具を使用すると大きな事故につながるため、毎日の各自の用具の点検は、欠かせないが、全員で使用する用具・防具の点検も行い、点検した用具・防具を正しく使用する。

22

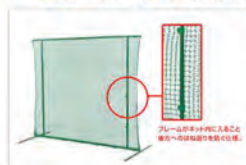
(2) 打撃練習時の対策

- ア、防球ネット
- イ、バッティングマシン使用時の防護ネット
- ウ、ティバッティング時のチェック項目
- エ、ヘルメット・ヘッドギア
- オ、ヘルメットの安全対策の取組
- カ、自転車通学用ヘルメット

23

ア、防護ネット

- ①フレームが中に入っているネット
- ②三角ネットがついているL字型ネット



24

イ、バッティングマシン使用時の防護ネット

- ③部員を囲ったネット
- ④L字型ネットの利用



25

ウ、ティバッティング時のチェック項目



- < ⑥事故が多発しているティバッティング >
- ▶ 打球の跳ね返り⇒フレームのない**カーテン式**ネット
 - ▶ トスあげる部員に打球が直撃
 - ・ とりの打者とは、**十分な距離**
 - ・ 防御用**マスク**の使用
 - ・ **コンテナに座ってのトスは厳禁**
 - ・ **早打ちは危険**を伴う
 - ・ **ボール回収時**の注意



26

エ、ヘルメットの安全対策の取組

<日本高等学校野球連盟70周年誌より>

年	主要安全対策の取組
1960	打者用ヘルメットの着用義務
1965	走者の着用義務
1988	打者(走者)の片耳付きヘルメット着用義務
1990	捕手用ヘルメットの着用義務
1995	打者(走者)の両耳付きヘルメット着用義務
1999	捕手のスロットガード着用義務
2001	打撃投手のヘッドギア着用義務
2009	ベースコーチのヘルメット着用義務
2022	おごガード付きヘルメットの着用可能



27

オ、ヘルメット・ヘッドギア(投手用)



- ・ 耐用年数…ともに**3年間**
- ・ 一度衝撃を受けたヘルメットは、以後使用しない
- ・ 強度の違い
 - ヘルメット(打者用)…**30m/s**
 - ヘッドギア(投手用)…**40m/s**

28

カ、自転車通学用ヘルメット



- 自らの命は自分で守る**
- ▶ 改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から**自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化**
 - ▶ 愛媛県の自転車高校生のヘルメット着用率⇒**97.7%(全国第1位)**

29

(3) 守備練習時の対策

- ア、ノック時の保護具(アイガード等)
- イ、投手の打撃事故防止
- ウ、AED
- エ、胸部保護バット
- <打撃投手の保護>

30

ア、ノック時の保護具(アイガード・フェイスガード)



31

イ、投手の打球事故防止について

<平成19年5月・日本高野連の通達>

1. 投手は打者に一番近い野手で、常に打球の処理を圖に入れ、投球後の守備態勢をとること。
2. 打撃練習時の投手は、必ず**ヘッドギア**を装着すること。
3. 複数打者で打撃練習をするときは、必ず**時間差**を設け、打球を処理する投手、野手に危険がないように留意すること。
4. 指導者は、**AEDを使った救急救命講習会**を受講し、不慮の事故に備えること。
5. 練習や試合を行う会場付近で**AEDの設置場所**を必ず確認し、野球部員にも周知させておくこと。
6. 心臓病とう予防の**胸部保護パッド**が開発、市販されています。危害予防に活用ください。

32

ウ、AEDについて

※日本高野連・2023年度加盟校実態調査より

Q「AEDが練習場にありますか？」

- ①設置している 1,733 (45.7%)
②設置していない 2,049 (54.1%)

- ・AEDによる救命は、1分間を経過するごとに10%救命率が低下する。
- ・AEDが**100～120m以内**に設置されていることが望まれる。
- ・全部員がAEDの**設置場所を把握**し、時折**実施訓練**を実施
- ・確実な救命のためには、**3分以内の開始**が必要
- ・練習試合などで他校施設に行った時もAEDの設置場所を必ず確認

33

エ、胸部保護パッド<打撃投手の保護>



34

オ、マウスガードの使用状況は？

甲子園大会出場校へのアンケートから

第96回選抜大会(32校)



第106回選手権大会(49校)



35

カ、マウスガードの効果

国際歯科連盟(FDI)

- ▶ マウスガード着用者に比べて、未着用者の歯科外傷発生リスクは**1.6倍から1.9倍**高い。
- ▶ 市販の既製品に比べて、歯科医院で歯型をとって作る**カスタムメイドのマウスガード**の防護能と快適性は最高レベルにある。



fdi
World Dental Federation

36

キ、学校安全教育調査研究委員会の活動

日本学校歯科医会・日本高等学校野球連盟

<目的>

部活動で発生している「**歯・口のけが**」を**防止するためのマウスガードの普及啓発と外傷時の対応**について、各地域・学校に応じた実践的な方法について調査研究を行う。

<令和5・6年度 研究指定校>

- ・智辯学園高等学校(奈良県)
- ・花巻東高等学校(岩手県)
- ・大阪桐蔭高等学校(大阪府)
- ・新田高等学校(愛媛県)

以上4校

37

ク、学校安全教育調査研究委員会の活動

日本学校歯科医会・日本高等学校野球連盟

<成果>

- ①部員・指導者がけがや事故事例を振り返るなどが、事故に対する意識が高まり、練習中のけがが減った。
②看護教諭や学校歯科医との連携ができた。
③保護者の安全に対する意識が高まった。

<課題>

- ①マウスガードを装着しない理由—手入れ時の手間・装着時の違和感・購入価格の不安など。
②研究指定校終了後の継続的な取組
③学校歯科医の協力が必須

38

4. 甲子園大会の熱中症対策・障害予防対策

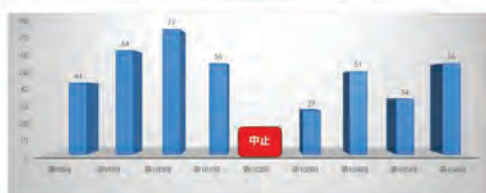
参考資料：朝日新聞スポーツシンポジウム「スポーツと熱中症」(2024年5月19日)

- (1)熱中症症状発件数
(2)熱中症症状発件数
(3)第106回大会発件数
(4)神戸市の平均気温
(5)救護室利用状況
(6)クーリングタイム
(7)学校応援団の取組
(8)医師・理学療法士の取組
(9)阪神甲子園球場の対策

39

(1)夏の甲子園大会の選手の熱中症症状発件数

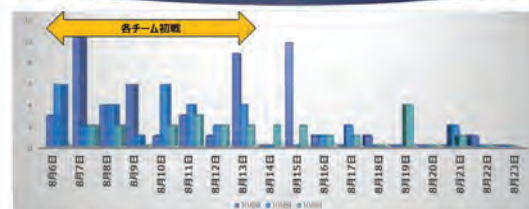
(資料提供アスリートケアより)



40

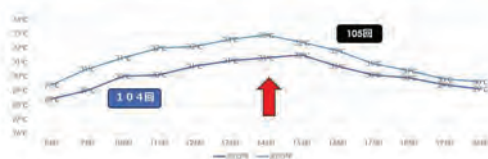
(2)夏の甲子園大会の選手の熱中症症状発件数

(資料提供アスリートケアより)



41

(3)第104・105回大会中の神戸市の平均気温



42

(4)第106回大会での選手の熱中症症状の発件数

※「午前・午後」入れ替え「夕方」…二部制



43

(5)第106回大会の一般観客の救護室受診者数

①二部制の3日間

◆1日平均の入場者数
42,066人
◆1日平均の受診者数
17.7人
◆受診時間帯
11:00~13:00
36%

②4試合日の9日間

◆1日平均の入場者数
52,989人
◆1日平均の受診者数
41.4人
◆受診時間帯
13:00~15:00
27%

③午前の準決・決勝

◆1日平均の入場者数
33,850人
◆1日平均の受診者数
28.0人
◆受診時間帯
11:00~13:00
50%

44

(6)クーリングタイム

④体温チェック



⑤身体の冷却



⑥早朝試合の捕食



45

(6)クーリングタイム

⑦電光掲示板で表示



⑧グラウンドへ散水



⑨アップ開始



46

(6)クーリングタイム

⑩スポットクーラー



⑪アイスバス



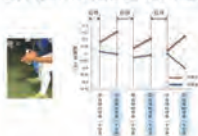
⑫手掌冷却用ペットボトル



47

(6)クーリングタイムー手掌冷却(掌を冷やす)

投球後における数臓温の経時的変化



▶体温の上昇を抑えるため、**手のひらを冷却**することで**深部体温の上昇を抑える効果**がある。

▶約10℃くらいに冷やしたペットボトルを用意し、ベンチで待機するときに両手でボトルをもって冷却

▶投げ手のひらを冷やしてもプレーに支障はなさそうです。

48

(6)クーリングタイム(ドリンクの役割)

<予防>

・脱水を防ぎ、熱中症やパフォーマンスの低下を予防
・運動前・運動中の補給で体内の水分不足を補い、深部体温の上昇を抑える
・予防の観点からスポーツドリンクの頻回な飲水でも問題ない。
・OS-1・アイスラリー・水
・スポーツドリンク

<冷却>

・手掌冷却を積極的に行う

※水のみは、冷たい水の危険性があります。

<処置>

・熱中症の症状に気づき、多くのドリンクを飲む
・身体を冷やすなどの対応をし、熱中症症状の進展を防ぐ。
・症状によっては、スポーツドリンクに塩分を足したものや経口補水液を補給する。
・スポーツドリンク・OS-1

49

(7) 学校応援団の対応

⑪ミスト噴霧器



⑫学校応援団休憩所



- ・本部委員と学校応援団責任者との打ち合わせ
- ・学校応援団休憩所利用
⇒利用者のべ5322人
- ・救護室利用
熱中症の疑い：283人
内学校応援関係者：118人
(昨年比9人減)

50

(8) 理学療法士の取組(試合前)

⑬試合前の健康チェック



質問後に選手を確認し、該当する選手の背番号と状態を記入

- ☑ 昨夜はよく寝れましたか？
 - ☑ 朝食はいつも通り食べられましたか？
 - ☑ 頭痛、吐き気、下痢、発熱、気分の不良などはありませんか？
 - ☑ 地方大会で足がつるなど、熱中症の症状を経験したことはありませんか？
- ⇒ 日々の練習時の事前健康観察・チェック

51

(8) 医師・理学療法士の取組(試合後)

⑭投手のアイシング



⑮肩・肘検診



⑯クールダウン



52

(9) 阪神甲子園球場の対策

⑰エアコン増設



⑱ミスト噴霧器



⑲学校応援団用テント



53

(9) 阪神甲子園球場の対策(アルプススタンド)



アルプス席にできる屋根のイメージ
※商業利用も検討中

銀傘拡張のイメージ。
2025年の大阪・関西万博終了後に着工予定で、
学校応援団の観戦環境改善をめざす

54

5. 高校野球の諸課題

- (1) アイニングのメリット・デメリット
- (2) 2部制

55

(1)7イニング制のメリット・デメリット

メリット

- ▶ 試合時間の短縮は、他のスポーツ競技に近づく。→練習時間等の見直し→生徒の健康維持推進に寄与
- ▶ 熱中症のリスクを減らし、部員不足のチームへの勝利の可能性が高まる。
- ▶ 運営上の工夫(暑い時間帯を避ける2部制等)がしやすくなる。
- ▶ 国際大会(U18)のルールに統一できる。

デメリット

- ▶ 「野球は、9イニング」という概念を覆す。
- ▶ 終盤(8回、9回)での逆転の醍醐味が少なくなる。
- ▶ 6つのアウトが減り、選手の出場機会が減る。

56

(2)甲子園大会での2部制



57

6. 終わり



ご清聴ありがとうございました。
お疲れ様でした。

2.3.2 スポーツ指導における指導者の法的責任

パネリストによる講演

「スポーツ指導における指導者の法的責任」

溝内 健介

清水法律事務所弁護士

(略歴)

弁護士、東京六大学野球連盟(大学野球)審判員、東京都野球連盟(社会人野球)審判員、東京都高等学校野球連盟(高校野球)審判委員、日本高等学校野球連盟(甲子園)審判委員。

(1) 児童・生徒に対するスポーツ指導において指導者の責任が問われる理由

児童・生徒は危険を予見し、これを回避する能力が指導者(大人)と比べて低いと考えられているため、指導者(大人)の側に危険を予見し、これを回避するための配慮(安全配慮)が求められる。

(2) スポーツ指導者に求められる安全配慮義務の内容

①安全配慮義務

児童・生徒に対するスポーツ指導に際して、指導者が「施設」、「用具」、スポーツの「実施方法」、「指導対象者」に関し、安全配慮義務を尽くしていたか否かが問題となる。

●施設の例:狭いグラウンドで野球部の打球が練習中の他のクラブ生徒にあたった事案
→事故以前にも同様の事故が再三あり、それを知りつつ対策を立てなかったとして県の責任が肯定された。

●用具の例:小学校のソフトボール授業で、ファウルチップのボールが小学4年生の眼にあたり失明してしまった事案
→小学生であることなどを考慮して指導者の過失が肯定された。

●実施方法の例:高校の野球部員が公道をランニング中に通行人に衝突して怪我をさせた事案
→高校生であることなどを考慮して教師の責任は否定された。

●指導者の例:高校の野球部員が、夏合宿先でグラウンドをランニング中に熱射病で死亡してしまった事案
→高校生であることなどを考慮して指導者の責任は否定された。

②熱中症についての具体例

●テニス部の高校2年生女子生徒が、5月下旬に校外で行われた練習中に熱中症に罹患し、これにより重度の障害が生じた事案

→裁判所の判断:テニス部顧問教諭は「生徒の体調等に配慮した練習軽減措置等の義務」に違反したものと認定し、学校の設置者の損害賠償責任を認めた。

→「本件顧問は通常よりも練習時間も長く、練習内容も密度の高いメニューを本件生徒に指示した上、水分補給に関する特段の指導もせず、水分補給のための十分な休憩時間を設定しない形で練習の指示をしていたことが認められる。」と判断し顧問の責任を肯定。

③跳箱運動についての具体例

「指導者や学校側の法的責任が肯定された事例」

●中学2年男子生徒が前方倒立回転跳びの授業中、着地に失敗して右下腿骨を骨折した事故について、担当教諭に指導上の過失があったとして学校側の損害賠償責任が認められた事案

→裁判所の判断:指導者は、生徒の能力に応じて個別的、段階的指導をすべきであり、補助者に補助の仕方を十分説明して体得させ、場合によっては教師自ら補助を行う等して、生徒の事故発生を未然に防止すべき注意義務がある。

「指導者や学校側の法的責任が否定された事例」

●中学2年男子生徒が体育の授業中、着地に失敗して胸椎圧迫骨折、腰背部打撲傷の傷害を負った事故について、担当教諭に過失は認められないとして学校側の損害賠償責任が否定された事案

→裁判所の判断:担当教諭は、本件事故発生前に前方倒立回転跳び等の回転系の技の危険性を周知徹底し、かかる技を授業において禁止する旨指導する義務を尽くしていたものといえる。担当教諭には、危険性周知徹底及び禁止指導義務違反の過失は認められない。

④体育授業中についての具体例

●中学校生徒が体育の授業中に競技を離脱して倒れて後日死亡した学校事故について、生徒の父母が、体育教諭、養護教諭及び校長の過失を主張して、学校の設置者に対し損害賠償を求めた事案

→裁判所の判断:体育教諭及び養護教諭それぞれについて、具体的事実関係に対応した判断基準の適用の筋道を判示した上で、いずれの過失も否定した。

(3)おわりに

法律は、不可能なことまでスポーツ指導者に求めているわけではない。

予見できる危険、回避できる危険について、可能な範囲の安全配慮を求めている。

過去に現実には起きてしまった事故を知り、想像力を膨らませて危険を予見し、これを回避するための方策を全力で考え、その方策を現実には実施することが極めて重要である。

(4) 発表資料

1

スポーツ指導における 指導者の法的責任

弁護士 溝内 健介

2

I. 児童・生徒に対するスポーツ指導において 指導者の法的責任が問われる理由

児童・生徒は、危険を予見し、これを回避する能力が、指導者（大人）と比べて低いと考えられているため、指導者（大人）の側に、危険を予見し、これを回避するための配慮（安全配慮）が求められる。

3

II. スポーツ指導者に求められる 安全配慮義務の内容

（1）児童・生徒に対するスポーツ指導に際しては、指導者が、「施設」、「用具」、スポーツの「実施方法」、「指導対象者」に関し、安全配慮義務を尽くしていたか否かが問題となる。

4

① 「施設」に関する安全配慮義務の具体例

- 狭いグラウンドで野球部の打球が練習中の他のクラブ生徒にあたった事案
- 事故以前にも再三あたっていたことを知りつつ対策をたてなかったとして県の責任を肯定

② 「用具」に関する安全配慮義務の具体例

- 小学校のソフトボール授業でファウルチップのボールが、学4年生の眼にあたり失明してしまった事案
- 小学生であることなどを考慮して指導者の過失を肯定

5

③ 「実施方法」に関する安全配慮義務の具体例

- 高校の野球部員が公道をランニング中に通行人に衝突して怪我をさせた事案
- 高校生であることなどを考慮して教師の責任を否定

④ 「指導対象者」に関する安全配慮義務の具体例

- 高校の野球部員が夏合宿先でグラウンドをランニング中に熱射病で死亡してしまった事案
- 高校生であることなどを考慮して指導者の責任を否定

6

（2）熱中症についての具体例

【事案の概要】

- テニス部に所属する高校2年生の女子生徒が、5月下旬に校外で行われたテニス部の練習中に、熱中症に罹患し、これにより重度の障害が生じた事案。裁判所は、この事故についての事情を踏まえ、テニス部顧問教諭は「生徒の体調等に配慮した練習軽減措置等の義務」に違反したものと認定し、学校の設置者の損害賠償責任を認めた。

7

【裁判所の判断（高等裁判所 平成27年1月22日判決）】

- 課外のクラブ活動であっても、それが学校の教育活動の一環として行われるものである以上、その実施について、顧問の教諭には、生徒を指導監督し、事故の発生を防止すべき一般的な注意義務がある。
- もともと、高校の課外クラブ活動は、生徒の成長の程度からみて、本来的には生徒の自主的活動であるというべきである。そして、その練習内容についても、部員である生徒の意思や体力等を無視して顧問が練習を強制するような性質のものではなく、各部員の自主的な判断によって定められているのが通常であると考えられるから、注意義務の程度も軽減されてしかるべきである。

8

- しかしながら、顧問が練習メニュー、練習時間等を各部員に指示しており、各部員が習慣的にその指示に忠実に従い、練習を実施しているような場合には、顧問としては、練習メニュー、練習時間等を指示・指導するに当たり、各部員の健康状態に支障を来す具体的な危険性が生じないように指示・指導すべき義務があると解するのが相当である。

学校教育、とりわけスポーツにおける熱中症の危険性については、本件事故以前から広く周知されているところであり、本件高校においても同様の広報活動が行われてきた。そして、本件事故当時、熱中症の危険については社会的にも広く認知されていた。

9

- 本件における具体的な事情を踏まえると、本件練習に立ち会うことができず、部員の体調の変化に応じて時宜を得た監督や指導ができない以上、顧問においては、部員らの健康状態に配慮し、本件事故当日の練習としては、通常よりも軽度の練習にとどめたり、その他休憩時間をもうけて十分な水分補給をする余裕を与えたりするなど、熱中症に陥らないように、予め指示・指導すべき義務があったといえる。
- 「本件顧問は、通常よりも練習時間も長く、練習内容も密度の高いメニューを本件生徒に指示した上、水分補給に関する特段の指導もせず、水分補給のための十分な休憩時間を設定しない形で練習の指示をしていたことが認められる。」と判断し顧問の責任を肯定

10

(3) 跳箱運動についての具体例

ア 指導者や学校側の法的責任が肯定された事例

【事案の概要】

- 中学2年生の男子生徒が跳箱運動である前方倒立回転跳びの授業中、着地に失敗して右下腿骨を骨折した事故について、担当教諭に指導上の過失があったとして学校側の損害賠償責任が認められた。

11

【裁判所の判断（地方裁判所 平成元年1月23日判決）】

- 跳箱の前方倒立回転跳びは、技法的に難しく、危険性の高い種目であるから、その指導にあたっては、生徒の能力に応じて、個別的、段階的指導をすべきであるとともに、補助が危険防止のために重要であるから、補助者に補助の仕方を十分説明して体得させ、場合によっては教師自ら補助を行う等して、生徒の事故発生を未然に防止すべき注意義務がある

12

- 担当教諭は、クラスの男子生徒全員につき、一律に、高さ2段の跳箱で助走なしの跳び方を1回、二、三步助走する跳び方を2回位させたのみで、いきなり高さ4段の跳箱での練習に移らせ、しかも器械運動能力の劣っている生徒に対してそれまでに台上からの前方倒立回転降り等の一般的導入練習をさせることもなかったのであって、生徒の能力に応じた十分な個別的、段階的指導が行われたとは到底言い難く、また本件生徒のように第一飛躍（足の跳ね上げ）すら十分にできない生徒に対し何ら個別的な指導、助言をしなかったばかりか、4段での練習開始後間もなく授業現場を離れて、生徒が担当教諭に対し、跳び方について指導、助言を求めることを事実上不可能にしたものであり、担当教諭には前記注意義務を尽くさなかった過失があるというべきである

13

(3) 跳箱運動についての具体例

イ 指導者や学校側の法的責任が否定された事例

【事案の概要】

- 中学2年生の男子生徒が体育の授業で跳箱を跳んだところ、着地に失敗して胸椎圧迫骨折、腰背部打撲傷の傷害を負った事故について、担当教諭に過失は認められないとして学校側の損害賠償責任が否定された。

14

【裁判所の判断（地方裁判所 平成29年1月25日判決）】

担当教諭は、本件生徒を含む生徒らに対し、事前に、授業において行うべき跳箱の跳び方を明確に指示し、それ以外の跳び方をしてはならないことや、前方倒立回転跳び等の回転系の技についての危険性を説明していることから、同教諭は、事前に授業においては回転系の技を一律に禁止していたものと認められる。加えて、担当教諭は、実技開始後生徒の1人が上記指示を逸脱して頭はね跳びを行ったため、直ちにその生徒に注意するとともに、本件生徒を含む生徒全員に対して頭はね跳びをしてはならない旨注意したのであるから、本件生徒らは、切り返し系の技以外の授業で予定されていない跳び方をしてはならない旨改めて認識し得たというべきである。したがって、担当教諭には、本件事故発生前に、前方倒立回転跳び等の回転系の技の危険性を周知徹底しかかる技を授業において禁止する旨指導する義務を尽くしていたものといえる。担当教諭には、危険性周知徹底及び禁止指導義務違反の過失は認められない

15

- 担当教諭は、本件生徒を含む生徒全員に対して、授業で実技を始める前に、回転系の技についてはけがのおそれがあるので授業では行わないよう注意し、実技開始から本件事故発生までの間に生徒ら全員を見渡すことのできる位置で生徒らの実技を観察しながら個別に指導するなどし、実技開始後生徒の1人が頭はね跳びをしたことから、同生徒に対して同跳び方をしないよう注意するとともに、本件生徒を含む生徒全員に対して、再度、頭はね跳びをしないよう注意したがかかる注意から数分後に本件事故が発生したものであり、担当教諭は、本件生徒らがじゃんけんをしたこと及び本件生徒が前方倒立回転跳びをした際の空中動作については見ていなかったことを考慮に入れても、指導・監視義務を尽くしていたものと認められる。担当教諭には、指導・監視義務違反の過失は認められない。

16

(4) 体育授業中についての具体例

【事案の概要】

- 公立中学校の生徒が体育の授業中に競技を離脱して倒れて後日死亡した学校事故について、生徒の父母が、体育教諭、養護教諭及び校長の過失を主張して、学校の設置者に対し損害賠償を求めた事案。裁判所は、体育教諭及び養護教諭それぞれについて、具体的事実関係に対応した判断基準の適用の筋道を判示した上で、いずれの過失も否定した。

17

【裁判所の判断（地方裁判所 平成17年6月6日判決）】

- 学校の体育授業中の事故発生後の事後措置義務の内容及びその判断基準について
- **体育教諭について**
- 体育教諭は、生徒の健康状態に留意し、体育授業中、生徒に何らかの異常を発見した場合、速やかに生徒の状態を十分観察し、応急措置を採り、自己の手に負えない場合には、養護教諭の応援を頼むとか、医療機関による処置を求めるべく手配する注意義務を負うところ、その具体的内容・程度は、運動の内容、事故の種類・態様、予想される障害の種類・程度、生徒の学年・年齢、生徒の技能・体力等の諸事情を総合考慮して決せられるべきである。

18

● 養護教諭について

養護教諭は、医療従事者に要求されるほどではないものの、心肺蘇生法に関する確実な知識及び実技の能力を有することが期待されており、生徒の異常を把握した場合、体育教諭とは異なり、心肺蘇生法の確実な知識に基づいて、生徒の身体の異常を把握し、呼吸停止と判断される場合には、生徒の生命・身体を安全を確保すべく、自ら心肺蘇生法の応急措置を直ちに採る注意義務を負う。

19

Ⅲ. おわりに

法律は、不可能なことまでスポーツ指導者に求めているわけではない。

予見できる危険、回避できる危険について、可能な範囲の安全配慮を求めている。

過去に現実起きてしまった事故を知り、想像力を膨らませて危険を予見し、これを回避するための方策を全力で考え、その方策を現実実施することが極めて重要である。

20

ご清聴いただき、
ありがとうございました。

弁護士 溝内 健介

2.3.3 学校体育・スポーツ事故事例について

パネリストによる講演

「学校体育・スポーツ事故事例について」

水上 友紀子

滋賀県教育委員会事務局保健体育課
指導主事

(略歴)

小中高校の学校関係者と連携を取りながら、滋賀県内の学校体育・スポーツ事故防止に向けた取り組みを担当。

(1) 滋賀県内の災害発生状況

① 体育授業中の災害(令和5年度)

- ・小学校では器械体操・新体操が多くなっている。
- ・中学校では球技が多くなっている。
- ・高等学校では球技が多くなっている。

② 運動部活動中の災害

- ・中学校、高等学校ともに球技が多く、中学校ではバスケットボール、高等学校ではサッカーが多くなっている。

(2) 滋賀県の取組

① 小学校・中学校・高等学校における校種ごとの体育科、保健体育科 教科主任研修会

- 体育活動における準備運動の徹底。
- 授業等において使用する用具の安全確保。
- 運動会、体育祭等で実施される組体操。
- 体罰やハラスメントの根絶。
- WBGT の測定。
- 児童生徒の健康観察の徹底と健康管理。

② 学校体育実技武道講習会

- 学習指導要領に準拠した安全な武道指導のための指導者研修会。

③ 運動部活動指導者スキルアップ研修会

- スポーツ医・科学およびスポーツ心理学の専門分野から、合理的で効果的な指導技術の習得と指導力の向上。

④ 学校の危機管理トップセミナー

- 管理職のリーダーシップのもと、教職員一人一人が、状況に応じた的確な判断や適切な対応ができるよう、管理職の研修による危機管理意識の向上。

○学校安全の中核となる教職員を対象とした、学校安全体制の構築と教職員の資質向上を目指す講習会。

(3) 滋賀県内の学校体育・スポーツ事故事例

令和5年度の体育授業中及び部活動中の災害状況は図表のとおり。

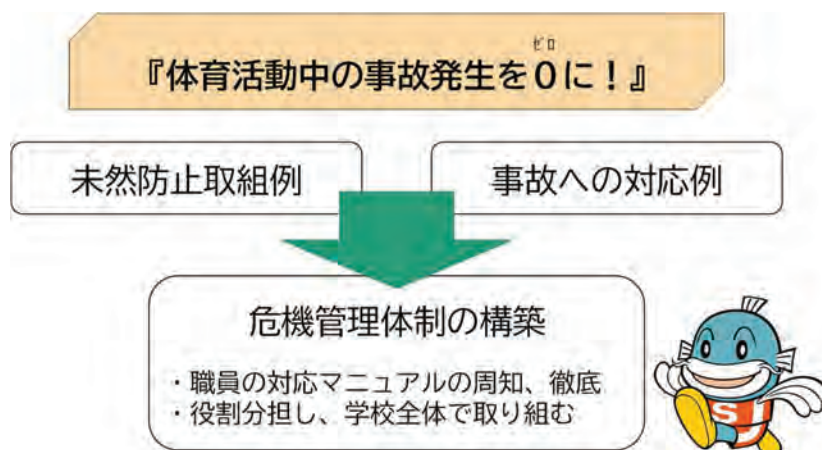
図表 体育授業中の災害

小学校	*球技「ティーボール」	バッターが振ったバットが、バッターの背後でボール拾いをしていた児童の眉上部に当たった。
	*集団遊び「鬼ごっこ」	足を滑らせて転倒し、腕が体の下敷きになり前腕部骨折。
中学校	*器械体操「跳び箱」	勢いよく跳び箱を越えてしまい、着地の際、床に両腕を着く。その衝撃で両肘骨折。
高等学校	*陸上競技「走り高跳び」	はさみ飛びで跳躍した際、脛にバーの高さ調整の金具が引っ掛かり裂傷。
	*陸上競技「走り高跳び」	はさみ飛びで跳躍した際、マットとマットの間に着地し、足関節捻挫。
	*「ラグビー」	タグを取ろうと手を伸ばした際、相手の大腿部に突き指。第一関節脱臼。
	*球技「ドッジボール」	ボールをよける際に転倒。腓骨・脛骨骨折。

図表 部活動中の災害

中学校	5 件	バスケットボール	小指骨折
		サッカー	腰打撲、腎臓出血
		ソフトテニス	歯牙破折
		卓球	前腕部裂傷
		トレーニング中	膝裂傷
高等学校	4 件	体操	頸椎脱臼
		サッカー	顎骨折
		柔道	肘完全脱臼
		野球	鼻骨骨折、頬骨骨折

(4) まとめ



(5) 発表資料

1

学校体育・スポーツ事故
事例について滋賀県教育委員会事務局保健体育課
指導主事 水上 友紀子

2

1. 滋賀県内の災害発生状況



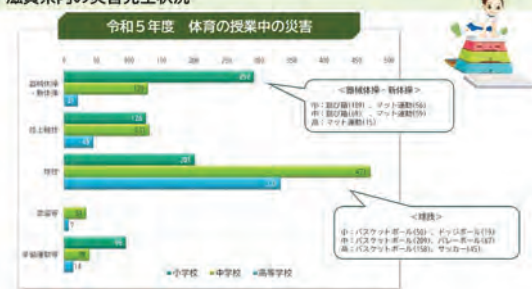
3

1. 滋賀県内の災害発生状況



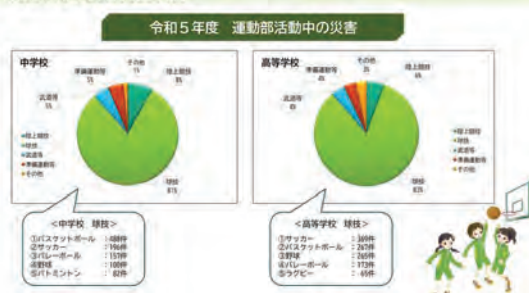
4

1. 滋賀県内の災害発生状況



5

1. 滋賀県内の災害発生状況



6

2. 本県の取組

- (1) 滋賀県小中高等学校における校種ごとの体育科、保健体育科 教科主任研修会
- (2) 学校体育実技武道講習会
- (3) 運動部活動指導者スキルアップ研修会
- (4) 学校の危機管理トップセミナー
および、学校安全指導者講習会

7

2. 本県の取組

(1) 滋賀県小学校・中学校・高等学校における校種ごとの体育科、保健体育科 教科主任研修会について

- 体育活動における準備運動の徹底について
- 授業等において使用する用具の安全確保について
- 運動会、体育祭等で実施される組体操について
- 体罰やハラスメントの根絶について

「学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について」

- WBGTの測定

- 児童生徒の健康観察の徹底と健康管理

「学校における熱中症ガイドライン作成の手引き」



8

2. 本県の取組

(2) 学校体育実技武道講習会について

- 学習指導要領に準拠した安全な武道指導のための指導者研修会
- ・ 学年、経験、体力差を考慮した指導計画の立案と安全確保
- ・ 教員の指導力向上および授業改善と安全指導



9

2. 本県の取組

(3) 運動部活動指導者スキルアップ研修会について

- スポーツ医・科学およびスポーツ心理学の専門分野から、合理的で効果的な指導技術の習得と指導力の向上



10

2. 本県の取組

(4) 学校の危機管理トップセミナー
および、学校安全指導者講習会について

- 管理職のリーダーシップのもと、教職員一人一人が、状況に応じた的確な判断や適切な対応ができるよう、管理職の研修による危機管理意識の向上。

- 学校安全の中核となる教職員を対象とした、学校安全体制の構築と教職員の資質向上を目指す講習会

- ・ 交通安全
- ・ 災害安全（避難訓練）
- ・ 生活安全（熱中症）



11

3. 県内の学校体育・スポーツ事故事例

令和5年度 体育の授業中の災害

事故報告より

小学校	※球技「テニスボール」	バッターが振ったバットが、バッターの背後でボール拾いをしていた児童の肩上部に当たった。
	※集団遊び「鬼ごっこ」	足を滑らせて転倒し、顔が体の下敷きになり前腕部骨折。
中学校	※器械体操「跳び箱」	勢いよく跳び箱を越えてしまい、着地の際、床に両腕を置く。その衝撃で両肘骨折。
	※陸上競技「走り高跳び」	はさみ飛びで跳躍した際、跳にバーの高さ調整の金具が引っ掛かり受傷。
高等学校	※陸上競技「走り高跳び」	はさみ飛びで跳躍した際、マットとマットの間に着地し、足関節捻挫。
	※「タグラグビー」	タグを取ろうと手を伸ばした際、相手の大腿部に突き指。第一関節脱臼。
	※球技「ドッジボール」	ボールをよける際に転倒。肘骨・肩骨骨折。

12

3. 県内の学校体育・スポーツ事故事例

令和5年度 運動部活動中の災害

事故報告より

中学校	5件	バスケットボール	小指骨折
		サッカー	膝打撲、関節出血
		ソフトテニス	歯牙破折
		卓球	右腕部擦傷
高等学校	4件	トレーニング中	膝擦傷
		体操	頸椎脱臼
		サッカー	顎骨折
		柔道	肘完全脱臼
		野球	鼻骨骨折、指骨骨折

13

3. 県内の学校体育・スポーツ事故事例

熱中症事故情報より

発生件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
R3	0	0	3	5	1	2	1	12
R4	0	0	6	9	2	0	0	17
R5	0	2	3	7	6	5	1	24
R6	0	2	2	4	1	2		11

事故発生より

<令和5年7月>

小学校：2件（竜こっこ、国体演技説明中）
 中学校：2件（部活動・ソフトテニス、バスケットボール）
 高等学校：3件（体育祭リレー、体育祭観戦中、野球）

<令和5年9月>

小学校：2件（福引、運動会当日）
 中学校：3件（体育大会当日、体育大会リレー、サッカー部強化練習）

14

4. まとめ

『体育活動中の事故発生を0に！』

未然防止取組例

事故への対応例

危機管理体制の構築

- ・職員の対応マニュアルの周知、徹底
- ・役割分担し、学校全体で取り組む

